

田川市
中小企業融資制度

利子補給金

田川市内の事業者の資金繰りを支援するため、田川市中小企業融資制度を利用して融資を受けた事業者に、支払った利子の一部を補助します。



制度について

○補助対象者

田川市中小企業融資制度を利用して融資を受けた者であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

- (1) 令和7年度以降に融資が実行され返済をしていること
- (2) 融資の契約に基づき延滞をすることなく支払を行っていること
- (3) 市税の滞納をしていないこと
- (4) 交付申請・交付決定・補給金請求時に市内に事業所を有すること

○補助額

支払った融資利子の0.1%相当額

○交付対象期間

令和7年4月1日以降に第1回目の利子を支払った日から1年間

申請方法について

○申請期間

交付対象期間終了後90日以内

○申請窓口

田川市役所 3階 産業振興課

○申請書類

田川市中小企業融資制度利子補給金交付請求書
市税の滞納のない証明書（市民課発行 300円）

▶様式は窓口で配付のほか、
市ホームページからもダウンロードできます

URL：<https://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/kiji0031923/index.html>



様式ダウンロード

お問い合わせ

田川市役所 産業振興課 企業雇用商工係
☎ 0947-85-7145